

## 『琉球科律』

——近世琉球の成文法典——

和 仁 か や

### 一、はじめに

昨今の琉球・沖縄をめぐる研究は、日本を取り巻く周縁地域、すなわち広く東アジア地域研究の重要な核として、また独自の研究分野としても、刮目すべきほど進展している。前近代日本史学においては、これらの地域との対外交流史が、最早不可欠な視点としての位置付けすら確立しつつある。<sup>(1)</sup>

しかし、法制史の分野に関していえば、手掛かりとなる史料は比較的知られているにもかかわらず、裁判機構やそこで運用されていた規範についての一般的な理解に留まり、それらに関する具体的な研究は、未だきわめて限られている。<sup>(2)</sup>そこで本稿は、近世琉球の裁判規範、とりわけ成文法典として知られる琉球科律に焦点を当て、その構造および特徴について若干の検討を試みるものである。

\*本稿で参照した主要な史料は次のように略記した。

引用に際し、旧字・異体字・変体仮名等は所々通用字に改めた。

『科律』：『琉球科律』（崎浜秀明編『沖繩の法典と判例集』（本邦書籍、一九八六年）所収<sup>③</sup>）

『記録』：崎浜秀明編『沖繩旧法制史料集成 第四巻 琉球平等所記録』（私家版、一九六八年）<sup>④</sup>

『僉議』：同編『沖繩旧法制史料集成 第三巻 琉球評定所僉議』（同）<sup>⑤</sup>

『由来記』：『琉球国由来記』（伊波普猷・東恩納寛惇・横山重編『琉球史料叢書 一』（井上書房、一九六二年）所収）

\*本稿における年号表記については、史料上正式に使用されている中国曆に、便宜上和曆および西曆を付記して示した。

## 一、近世琉球の裁判機構概観

裁判規範に関する考察の前提として、まず近世琉球の裁判機構、とりわけ刑事裁判の概要を確認しておく。これについては、既に幾つかの先行研究で言及されているが、本章では裁判機関の統治機構全体における位置づけならびに裁判手続に着目して略説する。

首里王府の統治機構の中核は評定所と称されていた。これは琉球国王を頂点として、「撰政」<sup>⑥</sup>・「三司官」<sup>⑦</sup>からなる国政の責任者を「上御座」とし、その下で「表十五人（十五人衆）」が「下御座」として、案件によっては「撰政」・「三司官」の諮問・決済を受けつつ実際の執務に当たるといったものであった。

「表十五人」は主として財政を管掌する「物奉行（漢名：度支官）」と、国政に関するそれ以外の事柄を司る

「申口方（漢名・耳目官）」とに大別される部署の長官（奉行）および次官（吟味役）から構成されていた組織で、いわゆる裁判に大きく関わっていたのは「申口方」に分類される平等所である。平等所の「奉行」である「平等之側」は、漢名を「司刑耳目官」と称していたことから、裁判の中でも主として刑事事件を取り扱うと理解されているが、首里王府自身が康熙四十二（元禄十六（一七〇三））正徳三（一七一三）年に編纂した地誌である『由来記』は、この「平等之側」について以下のように記す。

断獄之官。（断獄之庁、曰平等所）且掌首里中之事也。尚寧王御代、万曆四十五年丁巳（元和三（一六二七）年一和仁註）、向氏与那原親雲上朝智、任平等之側。（見家譜）此職、又自何御代始哉、未詳。自中頃、兼取次役也。<sup>(8)</sup>

すなわち平等所は、当初は単に首里一地域の「断獄」＝刑事裁判事務を取り扱う機関とされていたものであるが、その起源は必ずしも明らかではない。但し、近世首里王府の諸機関の中では、比較的早い段階から存在していたもののひとつであった。

平等所の他にも、上位機関たる評定所、就中「下御座」たる「表十五人衆」による合議体もまた裁判役所としての役割を担っており、むしろ近世王府政治の中核機関であったこちらが最高裁判所の任務を兼ねていたとする評価も存在する。<sup>(9)</sup>但し、評定所が機関として確立したのは平等所より後の時代と推測され、また評定所確立後も、実際に調書や判決案文の作成に関わっていたのは平等所の役人であった。<sup>(10)</sup>さらに、平等所が正に王府の「御膝下」である首里に置かれていたという地理的な関係や、既に札問設備なども備わっていたことから、評定所が拷問を平等所に委任・執行させたり、跡目関係の紛議の下調べをさせたりするうちに、「漸次中央裁判所たる実を具備」したと考えられる。<sup>(11)</sup>

他方、いわゆる民事裁判については、当初は平等所ないし評定所で刑事同様に取り扱われていたようであるが、<sup>(12)</sup> 雍正十八（享保十五（一七三〇））年に大与座規模帳が制定されると、以来民事は原則として大与座で扱うというプラクティスが一応確立した。<sup>(13)</sup> 規模帳制定の四年後以降、評定所詮議における刑事事件の数が減少していることもまた、刑事事件審理の平等所への移行を裏付ける徴表とみることもできよう。<sup>(14)</sup>

この平等所では如何なる構成員により、如何なる手続で裁判が行われていたかについて示す史料も限られているが、先行研究をも踏まえてごく簡単に概括しておく。<sup>(15)</sup> 「平等之側」と称される長官、及び「平等方吟味役」と称される次官には、いずれも評定所の構成員たる「十五人衆」が充てられるが、実際に直接取調を担当し、調査や判決案文を作成したのは「主取」・「大屋子」等の平等所の役人であった。まずは首席判事に相当する「大屋子主取」ならびに判事に相当する「大屋子」が被疑者を取り調べ、口問と呼ばれる調査を作成する。判決の原案はこの口問に基づき、「大屋子主取」（二名）・「大屋子」（五〜八名、うち見習二〜六名）が作成し、書記官に相当する「筆者」（二三名程度）と共に連署して「平等之側」・「平等方吟味役」に提出する。判決として決定するのは提出を受けた「平等之側」・「平等方吟味役」であるが、<sup>(16)</sup> 最終的には「撰政」・「三司官」を経て国王の裁可を受けた上で確定されていたと考えられる。<sup>(17)</sup>

### 三、裁判規範としての琉球科律

以上のような裁判制度において、とりわけ十八世紀後半以降、裁判規範として大きな役割を果たしていたと思われるのが、琉球科律である。明確に裁判規範たることを念頭に置かれて編纂された、琉球初の纏まった成文法典ともいえる同法は、これまで一般に「中国の『大新律』を母法とし、日本の刑書や琉球の固有法を参照してま

とめられ<sup>(18)</sup>、しかも公事方御定書に代表されるような幕府法と比べて、律をより忠実に継受した（その意味で法典としての完成度の高い）ものと理解されてきた。但しその特徴については、幕府法をも取り入れつつ琉球固有法が反映されたことが概括的に指摘されるに留まり、必ずしも具体的に明らかにされてきたとは言い難い。その理由としては様々な点が考えられるが、何と言っても実際に科律を運用したことを示す史料があまりにも限られていることが挙げられよう。<sup>(19)</sup>しかし法典そのものを内在的に分析することを通じて、それが前提ないし構想する社会イメージを見出すことができると思えば、これは一つの史料に即した琉球の実態であり、そこから様々な問題も見えてこよう。

従って本稿では、琉球科律の中身に立ち入り、同法の性格およびその特徴について改めて検討する。<sup>(20)</sup>

### 三一、科律の編纂背景および目的

科律を分析する前提として、この法がいかなる趣旨で編纂されたのかについて簡単に確認しておく。

琉球科律は、前近代琉球史において尚真王、尚敬王に次ぐ第二尚氏の「安定期」<sup>(21)</sup>とも称される尚穆王の時代、乾隆四十（安永四（一七七五））年に編纂が開始され、十一年の年月をかけて同五十一（天明六（一七八六））年に制定された。編纂に至る経緯は、冒頭「琉球科律序」によると以下の通りである。

夫国家を治むるの道ハ、徳教を本とすと雖も、律令乃制是亦定めずんバ有べからず、つらく其書の本旨を考ふるに、万民をして習染の悪をさらし、固有の善に復らし、専ら刑なからしめん為に著し給ものなり、然るに本邦元より定まりたる刑書なくして、凡罪犯擬議乃時先例に準じ行ハるといへども、彼にハ軽く此にハ重く見へて決しがたき事もあれバ、甚ハだ誤る事もあらんかと主上深く憂ひ煩ハせ給により、撰政尚姓読

谷山王子朝憲、三司官馬姓宮平親方良廷、向姓湧川親方朝喬、馬姓与那原親方良矩申合、科律を編集せしめん事を請ふ、于茲

主上歡ハせられ、此事を允し給ふて、乾隆四十歳乙未臘月六日向姓伊江親方朝慶、馬姓幸地親方良篤を科律編集奉行に命じ給ふ、依之面々心を尽し精を出し、唐大和代々乃刑書及び当邦乃例をも考ひ合せ、専ら經書律意を本とし、時宜人情に背かざるやうにして今般既に編集しければ、逐一評閲を加へて照覧に備ひ奉るに、自今以後宜く此書を以て慎て施し行ひ、専ら教化の助けにせよとの御詔を蒙りぬ、(中略)故に我が

主上如此刑憲を慎ミ給ひ、偏に風化を助けん為に編集致させ給ふものなれば、謹て此御心を体認し奉り、平日無間断此書を致熟読無限含たる道理を尋求め、(中略)聖賢段々仰置る趣を心肝に銘じ、聊も吹毛求疵、惨刻嚴刑のそしりなきやうに取行ひ、全教化の補助にならんことを希ふものなり<sup>(23)</sup>

すなわち、法典とは「習染の悪」に陥つた民を「固有の善」に復帰させて、刑罰を科さねばならぬような犯罪をなくすためのものである、という認識が示された上で、これまでの刑事裁判では先例が判断基準とされていたが、それでは罪の軽重が決し難い場合もあり、ゆえに誤つた判断も存在したかもしれない。こうした危惧の念を示した国王に対し、時の摂政および三司官が科律の編集を申し出たところ、裁可を得て編纂に至つたとされている。

つまり科律自身が語る編纂目的とは、裁判役人に確たる判断基準を与えることで、人情に適い嚴罰に過ぎない刑事裁判を実現し、もつて人々の「教化」「風化」に資する、ということであつた。

それまで琉球に、先例以外の裁判規範がまったく存在しなかつたか否かは必ずしも明らかではない。<sup>(24)</sup>科律序も、「国家を治むるの道」として「徳教」の存在および役割が大きかつたことを示唆するものの、<sup>(25)</sup>「定まりたる刑書」がなかつたことによつて実際に不都合が生じていたという具体的事実を、科律以外の史料から跡付けるのは困難

である。<sup>(26)</sup>

では果たして、科律の条文として結実した判断基準とは如何なるものであったのか。そして科律の内容はこの目的に即したものとなっていたのであろうか。以下では具体的な条文を手掛かりとして、科律の実現した、もしくは実現を目指した規範の特徴を探る。

### 三―二、科律の特徴

本章冒頭でも述べたように、科律の性格についてはこれまで概括的な指摘に留まってきたが、この法典は、形式、および個々の条文等全般に涉ってきわめて興味深い特徴を持つものである。本稿では便宜上、冒頭部分、名例部分、および各則部分の三つに分け、それぞれの特徴を端的に表している箇所<sup>(27)</sup>に焦点を当てて検討する。

#### △冒頭部分▽

判断基準たる「刑書」のモデルとして選択されたのが律であったこと自体は、当時の清との関係に加え、律が完成度の高い成文法体系として近世日本のみならず当時の東アジア地域全般に涉って及ぼしていた影響からみても、ごく自然な成り行きであった。<sup>(27)</sup>序文で「唐（から）」の刑書を参照したとするのに続き、冒頭の科律字義の部分でも、「大清律四百三十六門之内当用可罷成科律 百三ヶ条組立置候<sup>(28)</sup>」と、この法典が清律に基づいたものであることが明記されている。先行研究も指摘するように、科律は構成を見る限りにおいては、近世日本において自覚的かつ直接的に中国の律を継受したと評価される熊本藩の「御刑法草書」を始めとする他の諸法典と比しても、律の形式により忠実に従って編纂されたもの<sup>(29)</sup>と言える。

科律の冒頭「科律字義」は、続いて以下のようにも述べている。

科律之儀専時宜しきを取、就中諸律各致連属候付、縦令相当不致情罪出来有之候共、一時之見立を以うかと取直候ハ、律意致変乱、彼是相違可相成候間、何歟相当不致儀有之歟、或本条無之情犯出来有之節ハ〔割註：無本条犯罪僉議律等見合〕遂僉議平等ニ致決断、罪科相済候ハ、一帳書載置、五ヶ年一度相しらべ、後例可相成ヶ条ハ遂披露、条々ニ可書載<sup>30)</sup>

科律は基本的には外国法からの、琉球に適用可能と思われる「時之宜しき」条文の抜粋から成る。これらの条文は、互いに関連して律というひとつの完結した法体系を構成するものである。この外国法という制約、また時代の変化により、条文の中には「相当不致情罪」等、琉球の実情に不適合な場合も出てくるであろう。だからといって、当該条文のみを実情に合わせて改正するのでは「律意致変乱」、すなわち法の趣旨全体に変乱を来し、辻褄が合わなくなる等却って不都合を生じることとなる。こうしたいわば法の欠缺の問題を当初から自覚していた科律は、その解消の手段として裁判役人による「僉議」を積極的に選択し、法典の中で明確に規定するのである<sup>31)</sup>。ここには既に、科律全体に通底する顕著な特徴が端的に示されている。そもそも律の、とりわけ科律も主たる目的として掲げるところの犯罪とそれに対応する刑罰について定めた条文はきわめて具体性が高く、これを運用する側の裁量の余地を残さぬものであり、そして正にそのことこそが重要な眼目でもあった<sup>32)</sup>。ところが科律では、こうした構成要件と法定刑との一意的な対応——これが律における法的安定性ないし公平性を担保する——は前提としながらも、運用に際しての裁量の余地を大幅にみとめるという、律とは直反対ともいえる法構造を示している。

条文を無闇に改正はしないといっても、欠缺を明認している科律は、実情と条文との齟齬を単に放置するわ

けでも、「僉議」に無前提に委ねるわけでもない。五年ごとに継続的な見直しを行い、新たに加えるべき条文があれば（現行法規には手を加えずに）追加で対応している<sup>(33)</sup>。これは、時代とそれに伴う社会の変化により多様化する犯罪に対し、あくまでも法典としての判断基準を提供するという基本姿勢が維持されていることの表れである一方、やはり「僉議」の積極的活用と相俟って、科律の柔軟性を特徴的に示しているといえる。

#### △名例部分▽

以上の特徴は、科律のいわば各則部分に顕著かつ特徴的に立ち現れるが、その個別的な検討の前に、総則部分についても瞥見しておく。

一般に律系の法典の総則部分は、主として、法典の諸前提をなす刑罰や親族関係・身分制などについて図示した諸図、および名例律<sup>(34)</sup>からなる。就中刑罰についてはこの部分に、いわゆる五刑と称される本刑から構成される刑罰体系、および本刑と身分関係その他を考慮して本刑を転換する換刑との具体的内容が詳細に記され、もしくは図示される。これは何よりも、先述のように律の条文が基本的には、一つの犯罪に対して一義的に決定される犯罪を示したものの、いわば罪と罰のカタログのかたちで構成されており、従って刑罰体系こそが当該法典が前提とする秩序——刑罰体系によって精密に序列化された犯罪、すなわち望ましくない行為類型の序列——を直接的に反映する、まさに法体系の中核をなすことの表れである<sup>(35)</sup>。以上のような法典の大前提たる刑罰体系を明示した上で、名例は今日で言うところの併合罪や累犯、正犯共犯関係等についての通則を包含する。

科律にしても、冒頭での刑罰に関する詳細な規定や総則・通則に関する条文が置かれており、この点では律の形式をそのまま踏襲しているかのようにみえながら、幾つか注目すべき独自性を示している。

まず挙げるべきは刑罰に関する部分である。そもそも科律が前提とする刑罰体系は、いわゆる五刑をひとつの基準とはするものの、それとは大きく異なる独自の刑罰が多く存在する。にもかかわらず、多くの律系法典及びその註釈書にあるような刑罰そのものに関する(説明的な)規定が見られない。冒頭には六贓図、続いて六贓に關して、元の清律を琉球の实情に併せてどのように変更したかについての詳細な説明を施した、いわば定義規定が置かれているが、ここで個々の刑罰に対する説明はなされていない。その直後には贖錢に關して、やはり六贓と同様の図示及び説明規定が置かれ、律の核心であるはずの本刑の体系を示した五刑図はその後で漸く登場する。但し、以上はあくまでも諸図に該当する部分であり、続く名例律の冒頭こそは五刑に關する規定がくるべきはずのところ、<sup>(37)</sup>それさえも存在せず、いきなり謀反等の「至りて重悪なる」<sup>(38)</sup>罪を示した十惡等の規定が続くのである。

また、この部分に置かれるべきはずの、律のもう一つの重要な骨子たる、適用条文や刑罰の前提となる属性、とりわけ親族關係の親疎に關する纏まつた言及も、<sup>(39)</sup>科律には存在しない。親族概念の關係性に關する指示はすべて個別条文に立ち現れるのみであり、たとえば「有服之親族」なる概念に關する定義規定などは、それとして置かれていない。<sup>(40)</sup>

以上の特徴は、少なくとも外見上、そして愚直に冒頭から法典を読む読者に対して、刑法典のまさに骨格部分が不明確であるという、律としてはきわめてユニーク(かつ不親切?)な印象を与えるものである。寺入等琉球<sup>(41)</sup>独自と思われる刑罰も存在するにもかかわらず、各刑罰の執行方法に關する具体的な規定が欠落しているのは、それ自体興味深い編纂方針である。これは、科律という実定法に關する理解及び知識に必ずしも直接依拠しなかつたかたでの裁判実務が存在し、担当役人がある程度その実務に通じていたことを前提としたがゆえのこととも考えられよう。<sup>(42)</sup>同様に、親族關係に關する定義規定の欠落も、既に裁判担当役人にとって自明の前提であったがゆ

えかもしれないが、あるいは親族関係自体については系図座の専属事項であり、刑罰の基準たる科律では、総則的に規定される必要がない、もしくはすべきものとは見做されていなかったとも思われる。<sup>(43)</sup>

これに対して、科律において成文化された規定については、対照的に、その趣旨のみならず適用に際しての具体的な指示に至るまで、恰も法実務入門のようなきわめて親切な説明が施されている。

たとえば、「犯罪自訟」の冒頭には、以下のようにある。

此条ハ自分之非分自訟する者〔罪品并佗言之情合を以〕罪科宥免有無之法義を述る、大概未披露無之処佗言申出る者ハ、〔過を悔るの心発し出たる故〕罪科全免、且可及披露様子察入佗言申出る者ハ、〔最初過を悔るの心なく已露顕したる二より始て罪を恐る、の心発し出たるゆへ〕可減罪類之律条也、是專〔犯罪人〕先非懲改之路を為可開進、特ニ其法を寛ニして〔亡命之顧も無之〕邪道之者を正道ニ可招返深意之法律也。<sup>(44)</sup>

これはいわゆる自訴ないし自首に相当する部分であるが、自首の場合罪が如何に減免されるかに先立ち、まずは条文の趣旨について丁寧な解説がほどこされる。何故自首によって「罪科宥免」されるのか。それは自首を「過を悔るの心」の発露と見做すことによつて、「専」ら「先非懲改之路」を開き、「亡命之顧も無之」「邪道之者」、すなわち死罪になることを知りながらそれを厭わず悪事に手を染める者をも「正道」に立ち返らせるという目的による。このように、そもそも立法趣旨、すなわち踏まえるべき「深意」を条文の中で明確にする姿勢は、律系法典としてきわめて異質である。<sup>(45)</sup>

また、それに続くいわば「犯罪自訟」の各則部分、すなわち自首による刑罰の減免を適用すべき事例を列挙した条文にも、単なる語句の説明に留まらないこうした趣旨説明的なのが随所に含まれている他、具体的な科律内の参照項目が明示されていたり、<sup>(46)</sup>懇切丁寧な事例説明がなされていたりと、<sup>(47)</sup>恰も科律を運用する役人にとつて

のコンメンタールないし実務マニュアル的な側面をも見せるのである。

△各論部分▽

以上の姿勢は、例として取り上げた「犯罪自訟」一項目に留まるものではなく、名例の他の項目にも通底するが、先鋭的に立ち現れるのは何と云っても罪と罰の対応関係を具体的に示したいわば各則部分であろう。各論部分における科律の特徴を具体的に検討してみよう。

まず、いわゆる殺人罪に相当する編目である人命律について検討する。科律に限らず、律系諸法典の大きな特徴として、条文レヴェルにおいて犯罪類型、のみならず当該行為者の主観についても詳細かつ具体的に分類し、それらを法文として定式化していることが挙げられるが、中でも人命律はこうした特徴を良く反映した編目といえよう。<sup>(49)</sup>

科律の人命律も、計画的な故意殺たる謀殺<sup>(50)</sup>に関する条文を冒頭におく点では、律の形式をそのまま踏襲しているかのようにみえるが、「謀殺」というタイトルの下には、以下のような判註が付されている。

何そ之宿意有て人を謀殺、或右之「便」ニ乗り財物取去候科律<sup>(51)</sup>込る。

この判注では、簡単な定義および含まれている内容に関する説明がなされている。それだけでも、先述の名例部分でも見たように、解説書ではない、あくまでも実定法規としての律系法典としてはきわめて特徴的だが、続く本文では、さらにこの説明がパラフレーズされる。

此条ハ何卒之宿意有て、隠謀偽計を謀り役人を殺害するの科律也、尤「謀殺ハ」情犯重其法も嚴重有之、刑法ニ携ハる役々過あらん事を恐る、尤人命可慎儀肝要なる故、謀殺之事ニ逢ハ、此条嚴密卷舒して、「夫々

之律意汲分け」平等僉議可有之<sup>(52)</sup>

こうした構造自体が如何に律として異例であるかは、試みに明律の同じ部分のテキスト冒頭部分を参照すれば一目瞭然であろう。

謀殺人

凡謀殺人造意者斬、從而加功者絞、不加功者杖一百流三千里、殺訖乃座、(以下略)<sup>(53)</sup>

実定法としての律の眼目は、先述の通り、あくまでも犯罪と見做される行為類型を裁判実務を担当する官吏に示し、そしてそれに対応する刑罰を一義的に指定することにある。従って各条文が極端なまでに具体性が高いのは、担当官吏に解釈の余地を与えず、むしろその裁量を限定するためであった。そうであれば、立法趣旨など知らしめる必要はなく、単に条文を機械的に当て嵌めればよいことになる。ところが科律では、むしろ立法趣旨を実務官吏に積極的に示し、「此条嚴密卷舒して、夫々之律意汲分け平等僉議可有之」、すなわちその示された趣旨に則って、各官吏が個別事例へ如何に適用すべきかを理解し、また各自の理解について「僉議」することを要求する。この「謀殺」の部分における趣旨とは、「謀殺」なる犯罪の態様も、それに対応する刑罰も、いずれも人命に関わる重いものであることを肝に銘じた上で、慎重に臨みまた判断すべき、ということとなる。

科律冒頭部分の特徴のところでも述べたように、「僉議」は科律の全編目・項目の条文に涉って頻出する。たとえば「謀殺」内の条文で言えば、以下の如くである。

何卒之宿意有て、(或独心中二謀、或人へ謀出させ)隠謀偽計を設定め人を謀殺、張本人ハ〔僉議次第〕斬罪、助殴之従者も死罪、助殴せざる従者流十年、〔本文死罪并流十年にて重相見へ候訳筋有之者ハ、減罪する共僉議次第、後条可准之〕<sup>(54)</sup>

何らかの宿意、すなわちかねてからの意趣遺恨をもって「隠謀偽計」を設定した上で人を殺害した——これがそもそも「謀殺」の定義であることが、本項目の随所で繰り返し強調されている——張本人、張本人ではないが実行行為の助力をした者、ならびに実行行為以外の部分で関与した者は、それぞれ斬罪、死罪、流十年に処せられる。ところが、これらの刑罰は「僉議次第」により減ずることが可能である。すなわち、ここで規定されているのは一義的に決められた刑罰と言うよりもむしろ法定刑の上限であって、量刑判断の際にはこの範囲内で、「律意」を理解した上で個別に判断するという、担当官吏の高度な実務能力が求められる構造になっているのである。

とはいえ、科律の条文は単に立法趣旨、法定刑の上限のみを示して事足りとし、後は「僉議」、すなわち各役人の自由な裁量に、いわば丸投的に任せるといふ姿勢を取るのではない。何故謀殺が殺人の中でも重いとされ、ゆえに人命律の筆頭に置かれているか。それは、「隠謀偽計を謀」った上での殺人という要件があるからに他ならない。そこで科律は、謀殺の具体的な量刑を示すに先立ち、この犯罪のいわば重要な構成要件たる「隠謀偽計を謀」る「張本」の判断基準について、わざわざ数条を割いて懇切丁寧な説明をほどこすのである。たとえば、「張本」とはあくまでも「偽計隠謀」を設定した者であるべきこと、その認定は「同謀者」による「一言之証拠」等で軽々に行ってはならず、実行行為全体の役割分担の判断はあくまでも慎重たるべきこと、人を「謀り殺す」手段は多様であるが、<sup>(55)</sup>それに惑わされず「計策を設定め殺害する者」を「張本」と認定すること、仇を謀殺したい旨他人に持ち掛け、当該謀殺の「奸計」がその他人の発案であったとしても、「張本」とは「偽計隠謀」を設定した者であるとの定義文言にのみ囚われるのではなく、あくまでも「奸計」の発案者ではなく、そもそも謀殺を企み持ち掛けた者と判断すべきこと、また「喧嘩殺害律」<sup>(56)</sup>における故殺との差異に関する説明等が、それぞれ形式的には量刑規定と同様の条文として述べられている。

単に関連条文を条文の中に記すのみならず、類型的に近似すると思しき犯罪行為については、独立の条文としてその違いに関する説明を設けているのもまた、「僉議」における指針たらしとする姿勢を窺わせる。たとえば「謀殺」の次に置かれた「喧嘩殺害」に関する末尾の条文は以下の通りである。

〔喧嘩打擲律ハ〕傷之輕重を以夫々之罪ニ処シ、且本文余人ハ傷之輕重無差別寺入九十日召上法義不同、〔喧嘩打擲律ハ〕傷を重んじ傷の輕重を以其罪を論、且此条ハ死命を重んじ、〔手を下し〕絶命さす者ハ則〔抵命之〕返罪ニ処シ、余人ハ〔傷之輕重無差引〕寛減有之<sup>57)</sup>

「喧嘩」という同じ原因に端を発する「喧嘩殺害」と「喧嘩打擲」との区別について、科律は単に当該犯罪行為の結末の違いにのみ着目させて事足りれりとするのではない。両者の行為の過程で生じた傷に関する判断について、「法義」の面から説明を付加することによって、すなわち「喧嘩殺害」において「傷之輕重」を「差別」しないのは、「死命」を重んじるものであるがためであり、ゆえに「余人」<sup>58)</sup>に従犯について減刑する場合も、「喧嘩打擲」とは違い、「傷之輕重」が考慮要因とはならないことが、懇切丁寧に示されているのである。

以上のような特徴が如何に際立ったものかは、他の律系法典の条文と比較すれば一層明らかである。試みに、科律と、少し時代は異なるが、明治三（一八七〇）年制定・頒布の新律綱領<sup>58)</sup>から、「罵詈律」の部分<sup>58)</sup>を列記してみよう。

【科律】

此条ハ非礼を禁じて鬪争之漸を塞、尤悪口ハ〔相互ニ争論増長して〕喧嘩打擲之基なるゆへ禁之也

一 人を罵悪口する者ハ寺入五日、〇互相罵者も〔悪口之先後並罵詈機惡之輕重も不分皆共一同〕各寺入五日

条々

一 何歟ニ付本律之通ニテ難差通情罪茂有之候ハ、加減するとも其時之僉議次第<sup>(59)</sup>

【新律綱領】

凡人ヲ罵ル者ハ、笞一十。互ニ相罵ル者ハ、各笞一十。<sup>(60)</sup>

新律綱領が、犯罪行為を規定しそれに対応する刑罰を一義的に決定するという律の基本的な構造に則っているのに対し、ここでも科律は、最初に当該律の趣旨、いわば立法趣旨を述べている。すなわち、そもそも何故罵詈、すなわち悪口が処罰の対象となるのか。それは、悪口は単に非礼というだけではなく、鬭争に繋がる必然性を孕むからに他ならない。人は罵り合っているうちに兎角増長しがちであり、それが打擲すなわち暴行を伴う喧嘩の原因となり重大な結果を惹起しかねない。従ってこうした喧嘩を未然に防ぐ意味で、結果として何ら被害が生じなくても、単に悪口を言ったという行為に可罰性がみとめられることが、成文法規の文言そのままから判るのである。この法意からすれば、「互相罵者」が、「悪口之先後」や「罵詈穢惡之輕重」といったことにかかわらず同じ罰を受けるのは、いわば必然の帰結ということになる。

別の例ではどうか。今度は、「訴訟律」中の、訴訟不受理に関する規定について、明治元（一八六八）年に作成された仮刑律をも並べてみよう。<sup>(61)</sup>

【科律】

此条ハ〔可取揚訴状を不取揚〕職事忘却之職役人を戒、民之陰情を令演達律条也、〔若親属縁者ニかかりたる訴訟事ならバ、訴訟取捌辞退律見合遠慮可有之〕

付、此条訴状取揚方之惣法義ニかゝると雖も、一定此条にかぎらず、縦令〔職役不拘律並檢踏災傷田糧律等〕夫遣親疎作毛見主方等之所犯、其外各本条ニ〔訴状取揚方之〕法義有之律条ハ、弥本条ニ依て科

断すべし、〔此条糾明之法義も相込候得共、是亦此条ニ不限、夫々之本律有之候間、各本律見合可論〕  
(以下略)<sup>(62)</sup>

【仮刑律】 訴訟：掛り役人犯事を隠す

凡、婚姻・田宅・姦盜・詐偽・鬪毆等一切之訴訟犯事、掛り役人隨即に吟味を遂ず其事を隠し置ものは、犯人  
之罪、答に当るは答三十、徒流に当るは答五十、死罪に当るは答八十、各除役。若掩匿詐謀之情有るもの  
は各二等を加ふ。財を受右之仕形有之ものは、贓を計へ、枉法を以重に従て論ず。<sup>(63)</sup>

【新律綱領】 訴訟律：承告不理

凡人命及び強盜等ヲ告ルニ、官司、即時ニ受理セザル者ハ、杖七十。鬪毆・婚姻・田宅等ノ事ハ、各犯人ノ  
罪ニ二等ヲ減ジ、並ニ罪、杖七十二止ル。財ヲ受ケテ受理セザル者ハ、贓ニ計へ、枉法ヲ以テ重キニ従テ論  
ズ。<sup>(64)</sup>

『琉球科律』

ここでも冒頭に立法趣旨すなわち可罰理由をも明らかにする科律とそれ以外との差異は歴然である。さらに科律  
の規定では、立法趣旨の直後にいわゆる除斥に關して言及することにより、当該律の処罰対象はより明確化する。  
しかも、付則では、この後に列挙されている具体的な処罰対象に限らず、とりわけ作毛等民事的な案件の不受理  
については、本条文のみに拘泥せず、むしろ当該律条を参照して判断すべしとの言及もなされているのである。  
訴訟不受理に犯罪の隠蔽という側面を強く読み込み、ゆえにこれを当該官吏による裁判制度に対する冒瀆として  
刑事制裁の対象と見做しそれに該当する刑罰のみ規定する仮刑律及び新律綱領に対し、科律がこれを民に対する  
官吏の職務過怠一般と広く捉え、具体的な刑罰のみならず、むしろその判断のあるべきプロセスについて詳細に  
規定していることもまた、対照的な点といえよう。<sup>(65)</sup>

## 三―三、科律の運用の実態

以上瞥見したような性質を有する科律の運用実態はきわめて興味深いものの、それを示す手掛かりは限られており、また新たな史料の渉猟および検討も本稿の域を超えざる。これらは今後の課題とした上で、本節では『記録』から窺える範囲より、ごく簡単に確認するに留める。<sup>(66)</sup>

同治十一（明治五（一八七二））年十一月、八重山島（石垣島）の大川村で放火事件が発生した。<sup>(67)</sup>かねてから進貢船の乗組員と特別な関係を持っていた女「ナビ」が、別の女「オモタ」を誘つてある唐船の乗組員と同床させた。ところが、かつて「ナビ」「オモタ」兩人と「妾之取合為有之」、すなわち情交のあつた流刑人「屋慶名」がこれを知り、「承甚不成合仕形」である、<sup>(68)</sup>納得がいかなないと「ナビ」宅に赴き、結局留守中の「ナビ」の衣類を盗んだ上同宅を放火するに至つたというものであつた。

姦通、窃盗、放火と様々な犯罪が複合した事件であるが、興味深いのは、「ナビ」「オモタ」兩人の行為と「犯姦律」との関係、そしてとりわけ「屋慶名」の行為に対する「放火律」適用の可否に関する議論である。

まずは犯姦律を確認しておこう。ここでも科律は「犯姦」について、「此条ハ姦淫を禁じて風化を端律条也」と趣旨を明らかにした上で、以下、「和姦」「強姦」「幼女姦淫」「強姦込る」に分けてそれぞれの規定を置くか、<sup>(69)</sup>「ナビ」「オモタ」に対しては、「男女淫情和同ニして、密姦する」と定義された「和姦」の適用をめぐる検討されている。

- 一 和姦を犯男女ハ寺入八十日、「本文之通ニテ難差通情犯者ハ増減するとも僉議次第」 夫有之者ハ流三年、「姦情又人品ニより本文之通ニテ難差通者ハ流十年以下ハ加減を以治罪するとも僉議次第」 婦人ハ〔婦女犯罪律見合〕 議罪可有之（以下略）<sup>(71)</sup>

一 姦事媒合之者、或止宿を以通姦させ候者ハ、〔淫悪を導之情犯ゆへ是又和姦之本罪より〕一等減すべし、〔本文之通ニ而重く相見候者ハ、猶又減罪するとも僉議次第〕

条文を素直に適用すれば、「ナビ」の行為は正しく「姦事媒合之者」に相当し、配偶者無き男女に対する「和姦」の本罪<sup>72</sup> 寺入八十日から一等減じた寺入七十日、そして「オモタ」には「和姦」の本罪である寺入八十日が科せられるはずである。ところが平等所の僉議では条文の「僉議次第」を明示的に引照しつつ、まずは「オモタ」に対して減刑するのである。

オモタニハ年々旅人共近付相成候躰之者ニテ、夫有之婦女ヲ以ハ難論、尤良家之無夫婦女トモ情意相替候間、夫無之婦女和姦イタシ候罪分寺入八十日ヨリ二等減<sup>73</sup>

「オモタ」の行為自体は確かに「和姦」に他ならないが、そもそも彼女は毎年、今回の相手である唐船の乗組員の如き「旅人共」と懇ろになるような女である。すなわち、「犯姦律」が「姦淫を禁じて風化を端」すという立法趣旨からして主たる適用対象と想定する有夫の女性でないことは言を俟たず、「良家」の夫無き女性でもない。従って本件は、「本文之通ニて難差通情犯」と言え、「僉議」によって量刑の増減可能とのことであるから、二等減じて寺入六十日（実際は庶民に対して適用される、同等の科牢十八日<sup>74</sup>）と判断された。「オモタ」の犯行を「導之情犯」である「ナビ」の行為は「オモタ」の量刑を基準として論ぜられるから、さらにそこから一等減じた寺入五十日（実際は科牢十五日）となった。

では「屋慶名」の放火行為に対する判断はどうか。こちらもまずは本件の『記録』にも引用されている「放火律」を確認しておく。

一 わざ／＼致放火人家并何歟積集置候等令焼失者ハ、〔僉議次第〕斬罪、従者一等可減、〔若本律を以相応

不致輕情者ハ、罪科増減律見合減下候共僉議次第、首從同断（以下略）

附、本文斬罪ニテ難差通節ハ、箠引せ斬罪ニテも僉議次第<sup>(74)</sup>

故意の放火に対しては、斬罪という極めて重い刑罰が規定されているのみならず、附則からは「僉議」がむしろ加重の方向にはたらきうることにすら見て取れる。但し、放火に重罰を当てるのは、あくまでも結果の重大性に鑑みてのことである。この重大性について細かな対応を示した条文が、以下に置かれている。

一 何卒之心有てわざ／＼自家へ放火致焼失者ハ、「にくき情犯と申ながら他之害ニかからざるゆへ」寺入六十日、○若他家并何歟積集メ置候等類焼ニ及バセ候ハ、「他之害ニか、ると雖も自家を焼候心入迄ニテ為有之故」寺入五百日、（以下略）

附、本文罪科ニ而輕重相応不致者ハ、「罪科増減律見合」僉議次第増減可有之<sup>(75)</sup>

自宅に放火した際に適用される寺入六十日とは杖七十に相当する刑罰であり、他人の家の場合に適用される斬罪（死罪）との隔たりはきわめて大きい<sup>(76)</sup>。「他之害ニかから」ないから、というのがその減刑理由である。しかし「他之害ニかか」った場合、つまり他人の家や「何歟積集メ置」いていたものに類焼したとしても、そもそも自宅への放火に端を発していれば意図としては同じと見做し、やはり徒三年に相当する寺入五百日と大幅に減刑される。こうした減刑理由における主観要素と客観要素の交錯のあり方も興味深い<sup>(77)</sup>が、さらに附則で「僉議」による量刑調整の余地をもうけているのである。

しかし科律の「放火律」は、これまで見てきた他の項目同様、単に量刑及びその判断における指針を示すに留まらない。とりわけ「屋慶名」の放火行為について明示的に引照されているのが、以下の条文である。

一 放火人其場ニ而とらへ付、慥成証拠有之候ハ、前条夫々之本律を以可治罪

一 何ぞ之証拠も無之者を仕向、疑敷邪推を以とらへ出其罪二曲行候も無覺束、尤放火之罪科至て重き故、其慎可有之<sup>(78)</sup>

文言通り解すれば、そもそも「放火律」の諸規定は、放火の現行犯として捕縛し、さらに確かな証拠が存在する場合にのみ適用すべきものである。「放火之罪科」は「至て重」いので、判断に際して慎重たるべきことを、こ

こでもやはり条文として置いている。

翻つて「屋慶名」に関していえば、彼は現行犯としてではなく、「ナビ」宅から盗んだ衣類を取引していたことから、「ナビ」が恐らく放火も「屋慶名」の仕業だろうと推測し訴え出たことによつて捕らえられて、「糺方之上白状」に及んだものである<sup>(79)</sup>。他に証拠は何ら存在しない。すると、「律書」科律の趣旨は、「罪之疑ハ軽方ニ相擬<sup>(80)</sup>」することにあるから、規定と併せて判断すれば、この場合「屋慶名」に対してそのまま「放火律」を適用すべきでない、ということになる。この擬律はさらに同治九（明治三（一八七〇））年の宮古島における放火事件の先例によつてその正当性を補強されている。この宮古島の事件も、「其場見付捕付タル儀ニテ無之」、すなわち現行犯ではなかったため「全右律（『放火律』：和仁註）ヲ以ハ難論」、「放火律」のそのままの適用はできないとして「増減律」を見合わせた減刑がなされた。同様に「屋慶名」に対しても、この先例を踏まえて科律に則つた「僉議」を行つた結果、本来科されるべき斬罪より一等軽い流十年とされたのである<sup>(82)</sup>。

逆に、平等所での「僉議」によつて加重された例もある。同治七（慶應四（一八六八））年五月、読谷山間切<sup>よみたんぎ</sup>の楚辺村で集団暴行による傷害事件が発生した<sup>(83)</sup>。かつて同地に居住していた「新垣筑登之」は、この夜知人宅から帰宅途中、酒に酔つた状態で、楚辺村内の道を「歌謡」しながら歩いていたのを村人に注意された。にもかかわらず、ここが知つた村だから大丈夫だろうと謠い続けていたところ、この振る舞いを「村中ヲ侮り不都合之任

形ト怒気差発」した村民数十人に取り囲まれ、暗夜散々に殴られて重傷を負ったというものである。<sup>(84)</sup> 加害者側は、暴行の途中でこれが知人の「新垣筑登之」であることに気づいて驚き、また知らせを聞いた新垣家の人々が駆け付けてきたために皆逃げ帰ったのみならず、剩え、「御役人」の「御穿鑿」に対しても「村中イヒカタミニテ存不申形」、すなわち村外の者には口外しないように一同申し合わせて事件を隠蔽しようとした。

この件に関する適用条文として、「喧嘩打擲」律の「他物を以傷候者ハ寺入三十日」<sup>(85)</sup>及び「同謀者之内、手不出者ハ〔不応軽律を以〕可治罪」<sup>(86)</sup>が示されている。<sup>(87)</sup>ところが本件は、「手ヲ吹候付」、すなわち指笛で加勢を求めたり、暴行の態様やその後の隠蔽工作等が「甚悪情合ニテ本法通ニテハ情意不相協」ということで規定通りの寺入三十日では如何にも軽すぎると判断されたのである。科律に頻出する「僉議次第」の文言は、この部分に限っては存在しないが、代わりに平等所の担当役人は、このような「情意悪敷者」に対して加重した先例もあると「僉議」した上で、張本人には一等加えると結論づけた。<sup>(88)</sup>

#### 四、見透しに代えて

近世琉球の法制度に関して存在する纏まった言及は、史料状況を反映するかのようにならざる限り、それらにしても、民俗学的関心に端を発した、各集落における慣習法ともいべきいわゆる内法に關するものが中心であったといえる。<sup>(89)</sup>

法制度全体におけるプレゼンスからいえば、確かに科律のそれを限定的に解するのは強ち不当とはいえない。<sup>(90)</sup> 科律に関する研究の少なさも、あるいはその反映の一つとも考えられる。しかし、部分的ながら本稿で見てきたように、科律自体が法典として、律とは一線を画すかにもみえるきわめて興味深い特徴を多く有していることは

明らかであつて、凡そ「其大部ハ清律ノ模写ニ過ギズシテ梢自國ノ習慣ヲ參酌シテ斧正ヲ試ミタルノミ」<sup>(91)</sup>と評価することはできないのみならず、これが実定的な裁判規範として確かに機能していた、すなわち当時の琉球社会における重要な規範たりえていたこともまた事実であつた。

このような科律は当時の琉球、とりわけ裁判制度に関わる役人たちに、果たして如何なるものとして受け止められていたのだろうか。また、科律の立法趣旨は如何様に理解されていたのか。『記録』とは別の面から手掛かりを提供する史料として、道光十一（天保二（一八三二））年に科律を補充するものとして制定された「新集科律」（以下「新集」と略<sup>(92)</sup>）の序文（「重編科律序」）には、以下のような文言がある。

纂条目不多、所犯情偽多端、每過斷獄屢有輕重出入難以引用者、蓋以法制尚未備也、<sup>(93)</sup>

この文言からは、科律の諸条文が実務役人たちには、あくまでも刑罰を一義的に決めるための基準として理解および運用されていたこと、そして、恐らくそれゆえに、擬律しにくいものと捉えられていたらしいことを窺わせる。だからといって、必ずしもある種刑罰の自動的な決定装置に収斂されない、これまで見てきたような科律独自の構造が、役人たちに凡そ理解されていなかったとは言い難いことは、前節の『記録』に見た通りである。

科律は必ずしも、いわゆる整然とした「美法典」とは言えないかもしれないが、明治民法と旧民法と、という比較に引き当てるとすれば、むしろ「定義規定、原則規定が非常に多い教科書的法典」<sup>(94)</sup>たる旧民法を思わせるものである。さらに、条文中に組み込まれた具体的な例示や「僉議」の存在は、法典それ自体が、裁判担当役人をして、理論・実務両面から科律の趣旨を理解し適切に運用せしめるための教育目的に適う、または少なくともそれを志向した、いわば一層親切な「教科書」と見ることも出来る。これは、単なる役人に対する法律教育に留まらず、あるいは在地社会の規範を反映させ、科律の受容ないし浸透を進めるために、実定的な法規と併せて情実

に適った裁量の余地を残すためのものだったともいえるかもしれない。<sup>(95)</sup>

もし那覇地方裁判所で保管されていたという『記録』全体が残存していれば、科律・「新集」のより詳細な運用実態や、また「新集」編纂前後における成文法規の運用や理解のあり方の変化の有無、先に引用した「新集」の序文に示された認識の具体的な状況等の興味深い問題——そしてこれらは単に琉球一地域というに留まらず、比較法的視点、ひいては成文法典のあり方という、より大きな法学上の関心からも、重要な問題提起をなしたであろう——を明らかにすることができたはずであった。我々が沖繩戦で喪ったものは、かくも甚大なのである。<sup>(96)</sup>

但し、現存する史料群から可能な作業にしても、今後に残された課題はまだ多い。律（ないし律系法典）の受容を論ずるに当たってはさらに踏み込んだ、また逐条的な詳細な対比が不可欠であるし、各種規模帳や公事帳に代表されるような間切、特に先島地域における在地法やその他慣習との関係もまた大きな問題である。さらに、本稿では扱うことが出来なかったが、「新集」との対照もまた、「科律」理解、ひいては近世琉球の成文法体系を理解する上で必須の作業であろう。<sup>(97)</sup>

△付表・1▽清律と琉球科律・新集科律との編目対照表

清律		琉球科律		新集科律	
図		○			
名例律		○			
吏律	職制			○	
	公式			○	
戸律	戸役	○		○	



杖六十	答五十	答四十	答三十	答廿	答十	清律
中途寺入五十日 〔神宮寺（普天間）〕	近所寺入四十日 〔同右〕	近所寺入三十日 〔同右〕	近所寺入 廿日 〔竜福寺（浦添）〕	近所寺入 十日 〔同右〕	近所寺入 五日 〔遍照寺・神応寺（識名）〕	琉球科律（本刑）・諸士
科牢十五日 科鞭 廿五	科牢 十二日 科鞭 四日 科号 十五	科牢 九日 科鞭 三日 科号 十五	科牢 六日 科鞭 十日 科号 二日	科牢 三日 科鞭 五日 科号 一日	科牢 一日 科鞭 二	同・無系
五拾貫文	四拾貫文	三拾貫文	二拾貫文	十貫文	五貫文	贖錢（諸士百姓）
拾貫文	八貫文	六貫文	四貫文	二貫文	壹貫文	同（老幼廢疾）

△付表・2▽琉球科律の刑罰体系<sup>(98)</sup>

河防	工律	营造	断獄	捕亡
	○	○	○	
(誣告)	○	○		

『琉球科律』

杖七十	杖八十	杖九十	杖百	徒一年	徒一年半	徒二年	徒二年半	徒三年	徒五年	流二千里	流二千五百里	流三千里
中途寺入六十日 〔同右〕	中途寺入七十日 〔同右〕	中途寺入八十日 〔觀音寺（金武）〕	中途寺入九十日 〔同右〕	遠所寺入 百日 〔照泰寺（照大寺・伊江島）〕	遠所寺入二百日〔同右〕	遠所寺入三百日〔同右〕	遠所寺入四百日〔同右〕	遠所寺入五百日〔同右〕	近流（久米嶋）四年	近流（久米嶋）六年	中流（宮古嶋）八年	遠流（八重山嶋）十年
科牢十八日 科鞭 三十 枷号 六日	科牢廿一日 科鞭 三十五 枷号 七日	科牢廿四日 科鞭 四十 枷号 七日	科牢廿七日 科鞭 四十五 枷号 九日	所払 百日	所払 二百日	所払 三百日	所払 四百日	所払 五百日 流 三年	同上	同上	同上	同上
六拾貫文	七拾貫文	八拾貫文	九拾貫文	百貫文	貳百貫文	三百貫文	四百貫文	五百貫文				
拾貳貫文	拾四貫文	拾六貫文	拾八貫文	貳拾貫文	四拾貫文	六拾貫文	八拾貫文	百貫文				百六拾貫文

死(絞斬)	遠流(八重山嶋) 一世	同上	千貫文	貳百貫文
※死罪(斬罪)	「一門親類江引渡品能死亡可申付」		千五百貫文	三百貫文
簀引斬罪	(簀引八付に準ずる重罪：五刑外)			
簀引八付(磔)	(謀反・叛逆等重罪：五刑外)			

\*本稿は平成二十一～二年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究(研究活動スタート支援))の研究成果の一部である。成稿に際し、神戸大学法学部の藤原明久名誉教授からは基本史料の閲覧について格別のご高配を、琉球大学法文学部の高良倉吉教授からは史料状況を始め、琉球史全般に関する貴重なご助言をたまわった。さらに日本近代法制史研究会(二〇〇九年十一月二十一日：於大阪大学)では報告の機会を頂戴し、席上多くの有意義なご示唆をいただいた。この場を借りて篤くお礼申し上げます。

- (1) こうした研究は枚挙に暇がないが、最近のものとして、琉球のみならず、蝦夷や旧満州地域まで視野に入れた加藤雄三・大西秀之・佐々木史郎編『東アジア内海世界の交流史』(人文書院、二〇〇八年)を挙げておく。
- (2) 琉球法制史に関する研究状況については、拙稿「近世琉球における歴史・規範・国家——法制史料としての『山世鑑』——」『国家学会雑誌』第一一七巻第七・八号(二〇〇四年)一一二～一五頁参照。基本的に現在も、ここで示した認識から大きな変化はないと言える。
- (3) 『科律』の引用は基本的にこれによるが、適宜崎浜編『沖縄旧法制史料集成 第一巻 琉球科律 札明法条』(私家版、一九六八年)および宮城栄昌編『琉球科律 札明法条』(吉川弘文館、一九六五年)も参照した。なお崎浜による『沖縄旧法制史料集成』は今日に至るまで琉球法制史に関する唯一の纏まった史料集で(前掲拙稿、一一三頁)、崎浜自身の自筆と思われる手書で筆写・翻刻された諸記録を編んだものである。

- (4) これは戦前の那覇地方裁判所に保存されており、沖縄戦でその大部分が灰燼に帰したものの、同裁判所判事として勤務していた奥野彦六郎が筆写・所蔵したことによって辛うじて残った貴重な記録の一部である。奥野筆写本のタイトルは「旧藩時代民事記録・刑事記録」。このあたりの経緯については崎浜『記録』八頁以下、及び和仁（前掲註文庫41）（平凡社、一九六五年）がある。また崎浜秀明編『沖縄の法典と判例集』（本邦書籍、一九八六年）にも翻刻されている。以下『記録』の引用は原則として崎浜・私家版によるが、これらも参照した。
- (5) なお編者による凡例には、本史料は「昭和の初め頃」に奥野彦六郎が筆写した「琉球藩庁僉議抄写」に基づいたものとある。十五頁参照。
- (6) 「一名諸司代。在三司官之上、聽邦政。職任之大、無踰此矣。」（『由来記』卷二・官爵位階職之事、四三頁）。
- (7) 「一称三法司。又世アスタベトモ云フ。掌国政也。」（同右、四四頁）。
- (8) 『由来記』卷二・官爵位階職之事、四六頁。
- (9) 奥野彦六郎『沖縄の人事法制史』（至言社、一九七七年）九二頁。先行研究も指摘するように、評定所に関しては不明な点が多いが、コンパクトな説明として島尻勝太郎「評定所文書についての概観」（琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書 第一巻』（ひるぎ社、一九九〇年）所収）六頁、田名真之「自立への模索」（豊見山和行編『日本の時代史18 琉球・沖縄史の世界』（吉川弘文館、二〇〇三年）所収）一七〇頁以下。
- (10) 評定所の設置は十七世紀半ば頃とされるが（前註参照）、たとえば康熙五十二（一七一三）年成立の『由来記』には、機関としての評定所に関する記述は存在しない。比嘉・崎浜（前掲註4）七〇八頁も参照。
- (11) 奥野（前掲註9）、九五頁。また梅木哲人「評定所の機構と評定所文書」（『琉球王国評定所文書 第四巻』所収）七頁以下も参照。
- (12) そもそも近世日本における他の地域同様、琉球でもいわゆる近代法的な民事の区別という発想自体が希薄とい

える。民事法が未発達であったと思われることについて、たとえば明治二十八（一八九五）年に大蔵省が着手した租税制度に関する調査報告書である『沖繩法制史』（大蔵省主税局、一九〇三年）四一頁以下、また真境名安興「沖繩一千年史」（『真境名安興全集 第1巻』（琉球新報社、一九九三年）所収。初刊は一九二三年）三三五頁の指摘を参照。

(13) 大与座は雍正十七（享保十四（一七二九））年に設けられた、平等所同様に「申口方」に分類される、「泊地頭（漢名・管泊耳目官）」配下の一機関である。戸籍関係、民事裁判（『争財の訟事』（『球陽』（嘉手納宗徳訳、那覇市史編集室編『那覇市史 資料編第1巻1』（那覇市役所、一九六八年）所収）三五頁）および切支丹宗門に関する事柄を扱った。大与座規模帳はこの大与座における規則集で、崎浜編『沖繩旧法制史料集成 第二巻 琉球新集科律 大与座規模帳 法条・褒美条例』（私家版、一九六八年）に収められている。崎浜による解説（同、五頁以下）も参照。

(14) 奥野（前掲註9）九八頁。但し、ここで挙げられている事件数の統計等に関する根拠は必ずしも明らかではない。

(15) 以下の記述は比嘉・崎浜『沖繩の犯科帳』（前掲註4）七頁以下の解説および奥野（前掲註9）一二五頁以下に拠るところが大きい。奥野はこの手続について、故老・知花朝章氏から聞き知したとしている。また明治二十五（三十）九（一八九二）一九〇六）年に涉って沖繩県庁の官吏を勤めた仲吉朝助が在任中に涉猟した古記録を纏めた「琉球産業制度資料」（小野武夫編『近世地方経済史料 第10巻』（吉川弘文館、一九六九年）所収）の「古老集記類の二」三二七頁の記述も参照。

(16) たとえば『記録』九十二頁、十七八頁、二二―三頁等には、末尾に当該判決を承け届けた旨、平等之側・吟味役による署名がなされている。前註も参照。

(17) 奥野（前掲註9）二二八―九頁。その他にも、たとえば『僉議』四八頁以下「渡口儀兄渡口筑登之跡敷之儀二付流罪并家財欠所ノ事」（康熙三十四（元禄八（一六九五））年）の記録からも、平等所から上級機関に伺った上で判決

を確定させている様子が窺える。

(18) 『国史大辞典』第一四卷「琉球科律」(高良倉吉執筆)の項。

(19) 纏まったものとしては『記録』(前掲註4)があるが、収録された裁判記録は僅か三十件に満たない。うち日付の判明する限り最も古いものは乾隆五十二(天明七(一七八七))年、新しいものは光緒五(明治十二(一八七九))年に及ぶが、殆どの記録は同治年間(明治初年)に集中している。後述も参照。

(20) 科律プロパーに関する研究自体、その知名度に比してきわめて少ない。最も纏まった言及は、翻刻テキストに付された解説である。崎浜(前掲註3、4)、宮城(前掲註3)。その他参照すべき文献として、『沖繩法制史』(前掲註12)の簡潔な紹介、科律の最初の翻刻者である崎浜による「琉球科律と村内法序説」(谷川健一編『叢書わが沖繩第五卷 沖繩学の課題』(木鐸社、一九七二年)、及び長瀬守「琉球科律の性格——中国文化受容の一形態——」(『昭和五十二年度特定研究紀要第一集 東アジア文化圏における沖繩の社会・文化についての総合的研究』(琉球大 学法文学部編、一九七八年)所収)。

(21) 宮城(前掲註3)二頁以下や比嘉・崎浜『沖繩の犯科帳』(前掲註4)十頁、崎浜『沖繩の法典と判例集』(同)五四四頁。但し冊封等による疲弊が露わとなり、諸事が形式化していった下降期との評価もある。宮里朝光監修『沖繩門中大事典』(那覇出版社、一九九八年)五四頁。

(22) 科律の直接の編纂者として挙げられている伊江親方朝慶並びに幸地親方良篤についての記載は、既公刊の家譜には見当たらない(十八世紀末から十九世紀初頭にかけての琉球に関する貴重な記録でもある「伊江親方日々記」(沖繩県立図書館史料編集室編『沖繩県史 資料編7 近世1』(沖繩県教育委員会、一九九九年)所収)の著者・伊江親方朝慶については、そもそも家譜自体が亡失したとの指摘もある。『沖繩大百科事典』(沖繩タイムス社、一九八三年)所収の上江洲敏夫による「伊江朝睦」の項を参照。

他に編纂に関わった人物については、これまで先行研究において必ずしも明示されていないが、那覇市史編集室

編『那覇市史 資料編第1巻5 家譜資料(二)』(那覇市役所、一九七六年)に収録された分の家譜には、三名程に  
関する記述が確認できる。「御評定所筆者」等を勤め、「御褒美科律調方筆者」に任命された曹姓七世慶近(宇良親雲  
上)(曹姓家譜 一世慶白 三八五〜六頁)、乾隆四十四年に「国朝新しく科律、褒賞の法則を編修するに因り、憲  
令を奉じて加勢中取」となった鄭氏十五世紫金大夫鄭永功(宮城親方)(鄭氏家譜 十五世鄭得功)四〇〇頁、後に  
進貢のため一旦辞し、再度任命される、「憲令を奉じて賞罰を纂修するため寄筆者」後に同「相附筆者」となった新  
參何姓四世清素(与儀筑登之親雲上)(新參何姓家譜 一世清榮)四一四〜五頁。また同『那覇市史 資料編第1  
巻6 家譜資料(二)上』に収録された久米村系の家譜には、蔡世昌及び王三徳なる人物が(国王の)命を受けて  
「明清律例」を「詳訳」し、「賞罰法典」を「新制」したとの記事が存在する。「王姓家譜 五世王裕之」五頁。

こうした編纂関係者のプロソポグラフィは科律の性格を探る上で重要であるが、本稿では差し当たり指摘しておく  
に留め、詳細な検討は今後の課題とする。

(23) 『科律』巻之一、十九〜二十頁。

(24) たとえば『由来記』も、巻三・典制門の「制法」(一〇九頁)で「当国制法、何世始哉、未詳。」とし、また同  
「刑法」(同)の項では、上古は神が「懲悪勸善」を掌っていたのが「刑之始」であり、中古より「法」が定まったと  
する。しかし、ここで説明されている「法」とは単に刑罰の種類にすぎず、具体的な規範の存在が示唆されているわ  
けではない。

(25) 奥野は、この「徳教」を具体化した「三大徳法」として、十七世紀半ばの「羽地仕置」、十七世紀末の「田舎方  
式」および十八世紀半ばの著名な政治家蔡温による「御教条」を挙げる(同(前掲註9)三五頁以下)が、裁判の場  
において判断基準としてこれらが明示的に引照された例は、管見の限り見当たらない。これらにはいづれも量刑に関  
する具体的な規定が盛り込まれていないことから、科律序文の引用箇所にみられるように、「律令」「刑書」に相当す  
る明文化された裁判規範が、少なくとも科律制定以前には存在しないという認識に繋がっているものと思われる。な

お奥野の近世琉球法理解については拙稿（前掲註2）一二二頁。

(26) 科律成立以前の裁判例としては『僉議』が知られているが、ここでは個々の事例について判断の根拠となった先例・規範は明示されていない。但し裁判制度も含めた統治システムの不備については、当時様々なレビューにおいて自覚されていた。拙稿（前掲註2）一三五～六頁。

(27) 律という巨大な法体系そのものに関する龐大な先行研究については、もとより本稿で詳しく言及することはできないが、基本的かつ古典的な解説として井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（同他編『日本思想大系 3 律令』（岩波書店、一九七六年））、古代の律令に関する研究史を明晰かつ手際よく整理したものととして大津透「律令制研究の成果と展望」（『法制史研究』四八号（創文社、一九九八年））を挙げるに留める。

(28) 『科律』卷之一、三〇頁。

(29) 宮城（前掲註3）十一頁以下参照。「御刑法草書」については高塩博「熊本藩「刑法草書」の成立過程」（小林宏・高塩博『熊本藩法制史料集』（創文社、一九九六年）所収）。

(30) 前掲註28。以下テクストの割註部分はずべて「」で示した。

(31) 幕府の成文法典たる公事方御定書にも、「僉議（詮議）」の余地をみとめた条文もいくつか存在する。下巻（引用はすべて「棠蔭秘鑑」（司法省版・石井良助校訂「徳川禁令考 別巻」（創文社、一九六一年）所収）による）の、たとえば第二十八条「地頭江対し強訴其上致徒党逃散之百姓御仕置之事」で、いわゆる百姓一揆に対しては首謀者たる「頭取」は「死罪」となるのを始め、重罰が規定されているが、地頭の側に「非分」があった場合には「其品ニ応し一等も二等も軽ク可相伺」（七一頁）と裁量の余地をもうけている。また第四十六条「養娘遊女奉公に出シ候者之事」でも、娘が養子でなく実子である場合にも、「親之仕形」が「法外」である場合には、「吟味之上、相応之御仕置可申付事」（八七頁）と本規定を適用しうることを示唆し、その量刑は必ずしも法文上規定されるのではなく「僉議」によって決まることを申し含めている。

- (32) こうした律の性格に関する古典的な指摘として、滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて——」(同『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八四年)所収。初出は法制史学会編『刑罰と国家権力』(創文社、一九六〇年)を挙げておく。滋賀は中国における「絶対的法定刑主義」を、「或る行為が或る構成要件に該当するものと判断されれば、それによつて刑罰は必然的に確定し、もはや量刑の問題を残さぬ仕組であつた」と説明する。同、七四頁以下。なおこの点については後述する。
- (33) これは幕府における公事方御定書の方針とも異なるものである。御定書も、宝暦四(一七五四)年までは追加がなされているが、これは編纂過程の一環ともいふべき作業であつて、改廃自体を予定したものとはいえない。
- (34) 名例は、今日の刑法で言ういわゆる総則に相当する。晋律で冒頭に総則的な刑名・法例の二編が置かれたのが名例の嚆矢であると考えられており、「名例律」という名称自体が登場するのは北斉期である。穂積陳重「法例の由来」(同『法窓夜話』(岩波文庫版、一九八〇年)所収)一八七頁以下。
- (35) 水林彪「新律綱領・改定律例の世界」(石井紫郎・水林彪編『日本近代思想大系7 法と秩序』(岩波書店、一九九二年)所収)四六八頁以下。
- (36) もっともこうした構成自体は、律に関する註釈書には見出しうる。たとえば、天保年間に熊本藩で訓訳され、明治初期の刑事法的諸法典に大きな影響を与えた律令研究会編『熊本藩訓訳本 清律例彙纂(一)』(汲古書院、一九八一年)の冒頭部分は、科律と同様の構成となっている。
- (37) 前註『清律例彙纂』では正にこの構成が採られている。
- (38) 『科律』卷之二・名例上、四四頁。なお宮城本(前掲註3)では「至りて重要な」となっている。
- (39) 明律・清律等の「喪服図」という名称に相当する部分である。
- (40) 『科律』卷之四・名例下「親族非分取隠」七八〜九頁、同卷之十・人命「謀殺・条々」一五二頁他。これらの説明は総則としてではなく、個別規定の中に組み込まれたかたちで置かれている。同卷之十一・闕殿「廿日以下有服之

尊長を殴」一七〇頁以下、同「二十五日有服之尊長を殴」一七二頁以下他。また長瀬（前掲註20）十八～二〇頁の指摘も参照。

(41) 科律には、「五刑図」に「諸士ハ寺入無系者ハ科牢科鞭」とあり、寺入はいわゆる土身分を対象とした管罪に準ずる換刑と規定されている（『科律』巻之一、四二～三頁）。また「贖錢図」にも、土身分に限らず「無財者」一般に対して贖に代わる刑罰とする規定がある（同、三七頁）。科律が前提とする本刑との対応関係については、本稿末尾、ハ付表・2Vの「琉球科律の刑罰体系」に示した。一般に「王府時代の刑罰の大きな特色をなす」（『沖繩大百科事典』（沖繩タイムス社、一九八三年）所収の崎浜秀明による「寺入」の項）と理解されてきたこの刑罰に関する詳細は、これらの法規以外からは必ずしも明らかではないが、寺に幽閉する自由刑の一と考えられる。実態に関して言及した数少ない記述として、波上山護国寺（那覇）住職である名幸芳章による『沖繩仏教史』（私家版、一九六八年）一一～四頁、及びそれに基づいて記された中山盛茂編著『琉球史辞典』（文教図書、一九六九年）の「寺入」の項目。なお名幸は、この刑罰を薩摩の影響によるものと推測する。

(42) この想定を実証するためには、平等所役人に関する出自ないしその職務に関する訓練について詳細に跡付ける必要があるが、史料上この作業が可能かどうかも含め、今後に譲る。なお、十八世紀末以降の近世琉球において科と称される役人登用試験が行われていたことは良く知られているが、科試とそれに対応する教育システムに関する興味深い論稿として、田名真之「平等所学校と科試」（高良倉吉・豊見山和行・真栄平房昭編『新しい琉球史像——安良城盛昭先生追悼論集——』（榕樹社、一九九六年）所収）。同論文も指摘するように、また「琉球資料」に残存する限りでの科試関係資料（那覇市史編集室編『那覇市史 資料編第1巻11 琉球資料（下）』（那覇市役所、一九九一年）所収）を見る限り、科試に求められたのは文筆能力、就中経書に対する理解及び時事問題への対応力であり、特に科律等の実定法に関する知識は前提とされていない。但し、科律は必ずしも公事方御定書のような秘密法典とは位置付けられておらず、また科試の時事問題が対外関係に関する高度な判断を求めめるものも含んでいたことなどからも、単に

科試が「中国の科挙の如く高級官僚となるための資格試験でも採用試験でもなく、下級官吏の職種別の採用試験であった」（同書所収の田名真之による解説、一一一頁）がゆえに実定法の知識を求めなかったとも言い切れないであろう。

(43) 前註40参照の他、奥野（前掲註9）一五〇頁以下。

(44) 『科律』巻之二・名例中、六七頁。

(45) そもそも明律・清律の条文にはもちろんのこと、近世日本における律刑法典の代表格とされる熊本藩の「御刑法草案」（小林・高塩（前掲註29）所収）等にもこのような趣旨説明は凡そ見られない。また、たとえば儒学者荻生徂徠（寛文六（一六六六）〜享保十三（一七二八）年）の良く知られた明律の邦語解説書である「明律国字解」も、「首すれば罪をゆるさること定法なれども、それにさまざまの子細あり。」（荻生徂徠著／内田智雄・日原利国校訂『律例対照 定本明律国字解』（創文社、一九六六年）、八七頁・なお、この解説の基礎となった明律のテキストそのものについては後掲註53を参照）とするに留まる。

(46) たとえば殺人・傷害の場合は「可耻様無之故自訟不取揚」、すなわち償うことが出来ないゆえに自首による減免の適用外となるので「喧嘩殺害律」ないし「喧嘩打擲律」を、また過失であれば「過失律」を「見合」せて論ずるべきであるとしている。『科律』巻之二・名例中、六九頁。

(47) 実際よりも軽い罪として申告した者についての細かな列挙の仕方はその典型といえる。同、六八頁。

(48) たとえば新律綱領・改定律例に関するこうした特徴をフォーミュレートした優れた論述として、水林（前掲註35）四八二頁以下。

(49) 現行刑法は、実定法学者によつては、人の生命を刑法が保護すべき最高の価値を有するものとの前提に立ち、「包括的」な保護を与えるべく殺人罪の構成要件を極度に「抽象化」した、ごく僅かな条文を置くに留まる、などと説明される（山口厚『刑法各論（補訂版）』（有斐閣、二〇〇五年）五頁以下）。これが「近代的」な規定のあり方だ

とすれば、ある意味条文レヴェルで細密な構成要件を規定する律的な視点からは、法的安定性ないし公平性の面で前近代よりも問題があるということにもなる。そうした見解の表明として、たとえば旧幕府役人による証言、旧事諮問会編・進士慶幹校注『旧事諮問録——江戸幕府役人の証言——(下)』(岩波書店、一九八六年)二二頁。

(50) 「謀殺人とは、たくんで人を殺なり。」(『明律国字解』(前掲註45)三九二頁。

(51) 『科律』卷之十・人命、一五〇頁。

(52) 同右。

(53) 『明律国字解』(前掲註45)三九二頁。基本的に律のテキストは、徂徠の弟である荻生北溪(延宝元(一六七三)～宝暦四(一七五四)年)によって翻刻された同書の明律による。尤も、前述のように、科律が直接受容したのは清律であるが、本稿は必ずしも科律と中国律との厳密なテキストクリティクを意図するものでなく、また明律と清律との連続性はきわめて強いことから(その趣旨の古典的な指摘として仁井田陞『中国法制史 増訂版』(岩波書店、一九五二年)六八～九頁を挙げておく)、とりわけ近世日本に受容された律のテキストとして信頼性の高い同書のものもを参照した。校訂者による解題も参照。

(54) 『科律』卷之十・人命、一五一頁。

(55) 具体的に「或は刃物を以て殺し、或毒薬、或水火に駆赴かし、或刑罪二踏入らせ、或人遠き所へ待伺て即時二打毆し候」(同)と列挙されている。かかる説明部分における例示の仕方も、科律全般に涉つて見られる興味深い点である。また、挙げられている事例自体が、琉球独自の先例ないし慣習に基づいた、ないし反映させたとと思われるものも少なくない。一例として、『科律』卷之十・人命「戲殺傷誤殺傷過失殺傷」、一五六頁。ここでは「戲て殺傷」にも様々な態様があることを、桃を食し、その種を投げ合っているうちに生じた錯誤的な殺傷を例に論じている。

(56) 『科律』卷之十・人命、一五二頁以下。ここでは、故殺とは「鬭争之中、臨時二殺さんと心を起したる情犯」と定義づけられ、謀殺との差異に関する「謀殺」部分での説明が繰り返し詳しく展開されている。

- (57) 『科律』巻之十・人命、一五四頁。
- (58) 新律綱領に関する詳しい説明は、石井・水林（前掲註35）に譲る。
- (59) 『科律』巻之十一・闘殴「罵詈」、一七五頁。
- (60) 石井・水林（前掲註35）二八一頁。以下引用する新律綱領のテキストは、基本的に同書による。
- (61) 公事方御定書に代わる新刑法として幕末に構想され、明治初年に一応形が整えられたこの法については、石井・水林（前掲註35）五五四頁以下。
- (62) 『科律』巻之十一・訴訟「訴訟不取揚」、一七九頁。
- (63) 石井・水林（前掲註35）三六頁。
- (64) 石井・水林（前掲註35）二八五頁。
- (65) このことはさらに、「訴訟不取揚」後半ならびにその後ろに付された「条々」においても明らかである。『科律』巻之十二・訴訟「訴訟不取揚」、一八〇頁以下。ここでは人々からの訴え事があった場合の受付窓口や処理の仕方等の実務手続について、詳細に規定した条文が続く。
- (66) なお、科律と同時に制定された「礼明法条」もまた、科律運用の重要な指針といえる。テキストとして、崎浜編『沖繩旧法制史料集成 第一巻』（前掲註3）及び比嘉・崎浜（前掲註4）三四六頁以下。内容は科律の具体的な解釈や運用に関することよりも、「礼明」、すなわち科律が適用されるような事案の取調に臨む際の心構えが中心となっている。
- (67) 「川平村配所之流刑人屋慶名大川村大浜屋女ナピ家致差火候次第問付」（『記録』一頁以下）、本件の詳しい解説として比嘉・崎浜（前掲註4）三頁以下。
- (68) 引用は『記録』（前註）四頁。
- (69) 『科律』巻之十四・犯姦「雜犯」、一九九〜二〇二頁。引用は同一九九頁。

- (70) 同右、二〇〇頁。
- (71) 科律の規定する量刑は清律に比して全般的に軽い(先行研究におけるその趣旨の代表的な評価として、たとえば崎浜『沖縄の法典と判例集』(前掲註4)五六六頁)、こと「犯姦」、とりわけ夫ある者による行為に対しては、少なくとも明律よりはかなり重いものとなっている。「凡和姦杖八十(寺入七十日相当；和仁註)有夫杖九十(寺入八十日相当)刁姦杖一百(明律国字解)(前掲註45)四九一頁。なお「刁姦」とは「引出して外にて密通する」ことを指す。同、四九二頁。
- (72) 『記録』三三頁。読点は和仁による。
- (73) 科牢とは、牢屋に拘禁する刑罰である。前掲註41および本稿末尾、八附表・2Vも参照。
- (74) 『科律』卷之十四・犯姦「雜犯」、二〇二～三頁。本件『記録』には五頁に引用あり。
- (75) 『科律』卷之十四・犯姦「雜犯」、二〇三頁。
- (76) 本稿末尾、八附表・2V。
- (77) 仮刑律(石井・水林(前掲註35)、五十頁)、新律綱領(同、三一八頁)には、被放火物の帰属先による区別は存在せず、既遂か未遂かによる差のみ設けている。他方改定律例の「放火条例」(同)は、「人ノ空間房室」か「自己ノ房室」かによる区別が存在するが、それぞれ懲役七年、同九十日と長さには差はあるものの、いずれも懲役刑のカテゴリーの範囲内であり、斬罪か寺入五百日かという科律ほどの違いとはいえない。
- (78) 『科律』卷之十四・犯姦「雜犯」、二〇三頁。本件『記録』には五頁に引用あり。なお校訂者により「証摺主義」の頭註が付されている。
- (79) 引用は『記録』五頁。以下同じ。
- (80) たとえば『科律』卷之四・名例下「罪科増減」の「条々」冒頭(八三頁)にも、「情罪ニより科定之通ニて軽く相見得候共、(夫々之罪分ニ不到内ハ)軽々敷加へ間敷候、(是律法大切成儀ニ候間聊疎意有之間敷候)」とあるよう

に、量刑の加重に対する戒めの姿勢は随所に窺える。

(81) 前註「罪科増減」のことを指す。

(82) 実際は斬罪の一等減は一世流（＝無期限の流刑）であるが、「罪科増減律」（前掲註80）は、一世流でもまだ重すぎると思われる場合は、「僉議」により「長き遠流并流十年」にすることもできる旨規定する（八二頁）。このように、量刑を加減する際の基本的な単位である「一等」が、法典上必ずしも一義的に決まるわけではないことも、科律の大きな特色である。「律的罪刑法定主義」の骨格をなすともいえるべき刑罰の等級性に関する水林（前掲註35）四八〇～一頁の叙述のあり方とは対照的といえる。なお「屋慶名」は、結果的には別件で流刑中の身でありながら犯した犯罪であることが考慮され、名目は流二十年、そこから既に流刑先で過ごした年月等が科律の規定に基づいて勘案され、十一年二ヶ月の流刑、ということになった。

(83) 「致喧嘩候者共口問」（『記録』六二頁以下）、本件の詳しい解説として比嘉・崎浜（前掲註4）七七頁以下。

(84) 引用は『記録』六五頁。以下同じ。またそもそも村内で放歌し、注意しても聞き入れない場合は「科銭」（罰金を科す旨規定した「内法」（慣習法）が存在したことにつき、比嘉・崎浜（前掲註4）七七頁。なお、奥野彦六郎『南島村内法』（『法務資料』第三二〇号、法務府法制意見第四局資料課、一九四七年）には、明治二十三（一八九〇）年の渡久地署（本部）による「旧藩時代」の旧慣調査の成果とする「本部間切各村内法」が掲載されているが、その第四三条に「村中ヨリ歌ヲ諷ヒ通リ行ク者」は、自村他村、また自間切か他間切を問わず、「科銭五捨貫文」を科すとある。三四一頁。ちなみに間切とは、明治末まで存続した琉球・沖縄における行政区画単位で、複数の村落の集合から構成されるものである。高良倉吉『琉球王国の構造』（吉川弘文館、一九八七年）一三五頁以下。

(85) 『科律』巻之十一・闘殴「喧嘩 折傷以下」、一六二頁。

(86) 『科律』巻之十一・闘殴「喧嘩 喧嘩打擲通例之法条」、一六五頁。

(87) 『記録』六六頁。

- (88) ここで引照された「先例」については記述がなく、詳細は不明である。
- (89) この古典的な業績として、奥野（前掲註84）を挙げておく。尤も奥野は民俗学的な関心を共有しつつ、内法の法的分析を試みている。
- (90) 前掲註4で挙げた比嘉、崎浜他の文献を始め、随所で引用されてきた『沖繩法制史』（前掲註12）における以下の評価は、さしずめその代表格であろう。「蓋科律八十余年ノ發達ヲ閱シ來レル支那法ヲ繼受シテ微ヲ闡キ細ヲ穿チ条理縦横痒ヲ摩セザルナク彪然タル大丹燦トシテ刑法典ノ体裁ヲ完備セリト雖之ヲ中華ニ比ベテ民度文物猶幼稚ノ域ニアル南島ノ民ニ施スニハ遂ニ長鞭ノ馬腹ニ及バザルノ憾アルヲ免カレズ」（五九〜六〇頁）。
- (91) 『沖繩法制史』（前掲註12）五二頁。但し、同書が法典としての科律そのものをまったく評価していなかったわけではないことは、前註の引用からも判る。
- (92) 「新集」の編纂作業は嘉慶二十（文化十二（一八一五））年、久米村出身の鄭良弼（世名城親雲上）、魏字源（楚南親雲上）の二名を清律研究のため清に派遣留学させたことに始まる。「新集」のテクストは、『科律』所収の崎浜秀明編『沖繩の法典と判例集』（本邦書籍、一九八六年）および崎浜編『沖繩旧法制史料集成 第二卷』（前掲註13）。比嘉・崎浜（前掲註4）十六頁以下の解説も参照。
- (93) 崎浜『沖繩の法典と判例集』（前註）二五一頁。
- (94) 前田達明編『史料民法典』（成文堂、二〇〇四年）九四三頁。
- (95) 長瀬（前掲註20）は、「僉議」の多用をやはり科律の重要な特徴として挙げ、「僉議主義」とフォーミュレイトした上で、科律の「幅広い生きた法運用の世界」Ⅱ「情の世界」を体現したものとしている。二五〜六頁。
- (96) 前掲註4も参照。
- (97) 『記録』にも、「新集科律」を引照したものも存在する。たとえば「致喧嘩候者并係合之者共口問」（五一頁以下）、比嘉・崎浜（前掲註4）六二頁以下。なお本稿末尾には、この作業の一つの前提として、清律および科律・「新集」

の編目に関する対照表を記載しておく。△付表・1▽参照。

(98) 前掲註3所引『科律』テキストの、六贓図・贖錢図・五刑図より作成した。律系の法典であれば、これら諸図に記載された刑罰は当然一致するはずであるが、科律では差異がみられる(たとえば「徒五年」は六贓図にあるものの五刑図には存在しない刑罰である)。また死罪のうち※を付した以降のものは五刑外と位置付けられているが、便宜上同じ表内に組み入れた。